

別表（第11条の5関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

鶴岡市	第1号区分	<p>(1) 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年鶴岡市条例第59号。以下「施行日前の鶴岡市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第2号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第1項に掲げる者を除く。）のうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第3号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第1項及び第2号区分の項第1項に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第4号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた鶴岡市技能職員に関する規則(平成17年鶴岡市規則第52号。以下「施行日前の鶴岡市給与規則」という。)の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち受けていた給料月額が28号給以上であったもの又は2級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち受けていた給料月額が20号給から27号給までであったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
新 庄 市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新庄市一般職の給与に関する条例(昭和32年新庄市条例第15号。以下「施行日前の新庄市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新庄市一般職の給与に関する条例(昭和32年新庄市条例第15号。以下「施行日前の新庄市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上のもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新庄市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和34年新庄市規則第13号。以下「施行日前の新庄市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上であったもの</p> <p>(3) 施行日前の新庄市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
寒河江市	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた寒河江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒河江市条例第6号。以下「施行日前の寒河江市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた寒河江市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和35年寒河江市規則第4号)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
上山市	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年上山市条例第20号。以下「施行日前の上山市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(昭和42年上山市水管規程第6号。以下「施行日前の上山市水道企業職員給与規則」という。)の企業職給料表Iの適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Iの適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの

第7号区分	<p>(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則(昭和35年上山市規則第5号。以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の上山市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が33号給以上であったもの</p> <p>(3) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則(以下「平成13年4月以後施行日前の上山市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が31号給以上であったもの</p> <p>(4) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(以下「平成8年以後平成13年3月以前の上山市水道企業職員給与規則」という。)の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が33号給以上であったもの</p> <p>(6) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(以下「平成13年4月以後施行日前の上山市水道企業職員給与規則」という。)の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が31号給以上であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成13年3月以前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から32号給までであったもの</p> <p>(3) 平成13年4月以後施行日前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から30号給までであったもの</p> <p>(4) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(5) 平成8年以後平成13年3月以前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から32号給までであったもの</p> <p>(6) 平成13年4月以後施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から30号給までであったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの</p>
第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

村山市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた村山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年村山市条例第22号。以下「施行日前の村山市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた村山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（昭和42年村山市水道企業管理規程第7号。以下「施行日前の村山市水道企業管理規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
長井市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成17年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年長井市条例第17号。以下「平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成8年以後施行日前の長井市給与条例」という。）の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>

	第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 平成8年以後施行日前の長井市給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和35年長井市規則第6号。以下「施行日前の長井市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が36号給以上であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの</p> <p>(3) 平成8年以後施行日前の長井市給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の長井市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から35号給までであったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
東根市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年東根市条例第17号。以下「施行日前の東根市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市水道企業職員の給与に関する規程(昭和47年東根市規程第4号。以下「施行日前の東根市水道企業職員給与規程」という。)の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>

	第6号区分	<p>(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市技能労務職員の給与等に関する規則(昭和35年東根市規則第17号。以下「施行日前の東根市技労規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(3) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の東根市技労規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(3) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
尾花沢市	第3号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年尾花沢市条例第12号。以下「施行日前の尾花沢市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第4号区分	<p>(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第1号に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>

第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則(昭和36年尾花沢市規則第8号。以下「施行日前の尾花沢市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級若しくは4級であったもの (4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級であったもの (5) 施行日前の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から39号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
第9号区分	第3号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

南陽市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年南陽市条例第28号。以下「施行日前の南陽市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（昭和43年南陽市水道事業企業訓令第7号。以下「施行日前の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成14年12月31日までの間において適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年南陽市規則第6号。以下「平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(4) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成15年1月以後施行日前の南陽市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの</p> <p>(5) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成14年12月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（以下「平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(7) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（以下「平成15年4月以後施行日前の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給から39号給までであったもの (4) 平成15年1月以後施行日前の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から36号給までであったもの (5) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (6) 平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給から39号給までであったもの (7) 平成15年4月以後施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から36号給までであったもの (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山 辺 町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山辺町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年山辺町条例第22号。以下「施行日前の山辺町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山辺町技能労務職員の給与に関する規則(昭和46年山辺町規則第2号。以下「施行日前の山辺町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の山辺町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から40号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

中山町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた中山町の一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年中山町条例第15号。以下「施行日前の中山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた中山町技能労務職員の給与に関する規則（昭和46年中山町規則第6号）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
河北町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた河北町一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年河北町条例第15号。以下「施行日前の河北町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた河北町技能労務職員の給与に関する規則（昭和49年河北町規則第11号。以下「施行日前の河北町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の河北町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から37号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

西川町	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年西川町条例第7号。以下「施行日前の西川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち西川町長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西川町技能労務職員に関する規則（昭和46年西川町規則第7号。以下「施行日前の西川町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</p>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち西川町長が定めるもの (3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日前の西川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
朝日町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた朝日町一般職の職員の給与に関する条例(昭和53年朝日町条例第10号。以下「施行日前の朝日町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた朝日町技能労務職員の給与に関する規則(昭和53年朝日町規則第6号。以下「施行日前の朝日町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日前の朝日町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から37号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大江町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大江町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年大江町条例第5号。以下「施行日前の大江町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大江町技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年大江町規則第9号。以下「施行日前の大江町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の大江町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から40号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大石田町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大石田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年大石田町条例第5号。以下「施行日前の大石田町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大石田町技能労務職員の給与に関する規則(昭和50年大石田町規則第11号。以下「施行日前の大石田町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から36号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
金山町	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた金山町一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年金山町条例第19号。以下「施行日前の金山町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた金山町技能労務職員に関する規則(昭和39年金山町規則第2号。以下「施行日前の金山町給与規則」という。)の技能労務職給料表(1)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</p>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日前の金山町給与規則の技能労務職給料表(1)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年最上町条例第9号。以下「施行日前の最上町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上町技能労務職員に関する規則(昭和62年最上町規則第2号。以下「施行日前の最上町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が35号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日前の最上町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が21号給から34号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
舟形町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた舟形町一般職の給与に関する条例(昭和45年舟形町条例第13号。以下「施行日前の舟形町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた舟形町技能労務職員に関する規則(昭和45年舟形町規則第14号。以下「施行日前の舟形町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の舟形町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が30号給から39号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
真室川町	第4号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた真室川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年真室川町条例第5号。以下「施行日前の真室川町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの

	第5号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた真室川町教育委員会職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例（平成16年真室川町条例第16号）第2条の規定によりその例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上のもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上のもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
鮭川村	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた鮭川村一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年鮭川村条例第7号。以下「施行日前の鮭川村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
戸沢村	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた戸沢村一般職の職員給与に関する条例(昭和45年戸沢村条例第3号。以下「施行日前の戸沢村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成11年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた戸沢村教育委員会職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例(平成11年戸沢村条例第8号)第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表(2)(以下「平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの

第6号区分	<p>(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた戸沢村技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年戸沢村規則第2号。以下「施行日前の戸沢村給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち経験年数が15年以上であったもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの</p> <p>(5) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの</p> <p>(6) 施行日前の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から33号給までであったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>

	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大蔵村	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大蔵村一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年大蔵村条例第14号。以下「施行日前の大蔵村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大蔵村技能労務職員の給与に関する規則(昭和46年大蔵村規則第5号。以下「施行日前の大蔵村給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が120月を超えるもの又は3級若しくは4級であったもの (4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの (5) 施行日前の大蔵村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

高 島 町	第4号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた高島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年高島町条例第13号。以下「施行日前の高島町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの	
	第5号区分	(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの	
	第6号区分	(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高島町長が定めるもの又は6級であったもの (3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高島町長が定めるもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの	
	第7号区分	(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (4) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた高島町技能労務職の職員の給与に関する規則(昭和45年高島町規則第9号。以下「施行日前の高島町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの	
	第8号区分	(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち高島町長が定めるもの (4) 施行日前の高島町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が28号給から37号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの	
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者	

川西町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた川西町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年川西町条例第7号。以下「施行日前の川西町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた川西町技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年川西町規則第6号。以下「施行日前の川西町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の川西町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から38号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
小国町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町一般職の職員の給与に関する条例（平成元年小国町条例第8号。以下「施行日前の小国町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町企業職員の給与の支給に関する規程（平成3年小国町企管規程第1号。以下「施行日前の小国町企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの

第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 施行日前の小国町給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (7) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの (8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町技能労務職員に関する規則(平成元年小国町規則第6号)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの (9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

白鷹町	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年白鷹町条例第12号。以下「施行日前の白鷹町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成16年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町病院事業等職員の給与の支給に関する規程(平成16年白鷹町病院事業等管理規程第1号。以下「平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた白鷹町水道企業職員の給与の支給に関する規則(昭和42年白鷹町規則第13号。以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則」という。)の水道企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(6) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町水道事業職員の給与の支給に関する規程(平成13年白鷹町管理規程第1号。以下「平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程」という。)の水道事業企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(6) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</p>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (6) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (7) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (8) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (9) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの (10) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (11) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの (12) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (13) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの (14) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町技能労務職員に関する規則（昭和46年白鷹町規則第6号。以下「施行日前の白鷹町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの (15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
--	-------	---

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (5) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (6) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (7) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの (8) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (9) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの (10) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (11) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの (12) 施行日前の白鷹町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの (13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
飯豊町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた飯豊町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年飯豊町条例第6号。以下「施行日前の飯豊町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた飯豊町技能労務職員に関する規則（昭和45年飯豊町規則第2号。以下「施行日前の飯豊町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 施行日前の飯豊町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から42号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
三川町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた三川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年三川町条例第5号。以下「施行日前の三川町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた三川町技能労務職員に関する規則（昭和45年三川町規則第11号。以下「施行日前の三川町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の三川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から38号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
遊佐町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた遊佐町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年遊佐町条例第7号。以下「施行日前の遊佐町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの

	第6号区分	(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた遊佐町技能労務職員の給与に関する規則（昭和46年遊佐町規則第7号。以下「施行日前の遊佐町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の遊佐町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から38号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
庄内町	第5号区分	(1) 平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた庄内町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年庄内町条例第50号。以下「施行日前の庄内町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた庄内町技能労務職員の給与等に関する規則（平成17年庄内町規則第39号。以下「施行日前の庄内町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の庄内町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から40号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

山形県消防補償等組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山形県消防補償等組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和61年山形県消防補償等組合条例第2号)第2条の規定により準用することとされた山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年山形県条例第30号)の行政職給料表(以下「施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山形県自治会館管理組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山形県自治会館管理組合の一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年山形県自治会館管理組合条例第1号)の規定に基づき準用することとされた山形県職員等の給与に関する条例の行政職給料表(以下「施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの

	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
東根市外二市一町共立衛生処理組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市外二市一町共立衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年東根市外二市一町共立衛生処理組合条例第5号)第2条の規定により例によることとされた東根市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年東根市条例第17号)の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表(以下「施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山公立病院組合	第4号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北村山公立病院一般職の職員の給与に関する条例(昭和37年北村山公立病院組合条例第10号。以下「施行日前の北村山公立病院組合給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北村山公立病院技能労務職員の給与等に関する規則(昭和37年北村山公立病院組合規則第3号。以下「施行日前の北村山公立病院組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の北村山公立病院組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上川中部水道企業団	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上川中部水道企業団職員の給与に関する規程(昭和45年最上川中部水道企業団管理規程第1号。以下「施行日前の最上川中部水道企業団給与規程」という。)の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(二)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>

	第8号区分	<p>(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（二）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が21号給から33号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上広域市町村圏事務組合	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年最上広域市町村圏事務組合条例第5号。以下「施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上広域市町村圏事務組合教育委員会教育職員の給与、勤務時間その他の条件に関する条例（昭和63年最上広域市町村圏事務組合条例第9号）第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>

	第8号区分	<p>(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
置賜広域行政事務組合	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和55年置賜広域行政事務組合条例第3号。以下「施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則(昭和47年置賜広域行政事務組合規則第8号。以下「平成8年4月以後平成10年3月以前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(3) 平成10年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則(以下「平成10年4月以後施行日前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が35号給以上であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成10年3月以前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(3) 平成10年4月以後施行日前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から34号給までであったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

西村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和47年西村山広域行政事務組合条例第11号。以下「施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年北村山広域行政事務組合条例第14号)第4条の規定により例によることとされた村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表(以下「施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西置賜行政組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西置賜行政組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和62年西置賜行政組合条例第18号。以下「施行日前の西置賜行政組合給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西置賜行政組合技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和62年西置賜行政組合規則第14号。以下「施行日前の西置賜行政組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が36号給以上であったもの (3) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の西置賜行政組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から35号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

酒田地区広域行政組合	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成17年10月31日までの間において適用されていた酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年酒田地区消防組合条例第17号)第2条の規定により準用された酒田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和53年酒田市条例第34号)の行政職給料表(以下「平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例第2条の規定により準用された酒田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年酒田市条例第49号。以下「酒田市給与条例」という。)の行政職給料表(以下「平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の条例を準用する条例(昭和56年尾花沢市大石田町環境衛生事業組合条例第3号)に基づき準用する尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年尾花沢市条例第12号)の行政職給料表(以下「施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の規則を準用する規則(昭和56年尾花沢市大石田町環境衛生事業組合規則第2号)に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則(昭和36年尾花沢市規則第8号)の技能労務職給料表(以下「施行日前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から39号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
置賜広域病院企業団	第2号区分	<p>(1) 平成12年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域病院組合一般職の職員の給与に関する条例(平成12年置賜広域病院組合条例第5号。以下「施行日前の置賜広域病院組合給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第3号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。)のうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第4号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第1号掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>

第5号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
第9号区分	第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者